

水道料金の算定について

- 1 水道料金に関する原則
- 2 料金算定の費用区分
- 3 料金水準の算定
- 4 市水道料金の課題と解決の方向性
- 5 水道料金の決定手順



盛岡市上下水道局

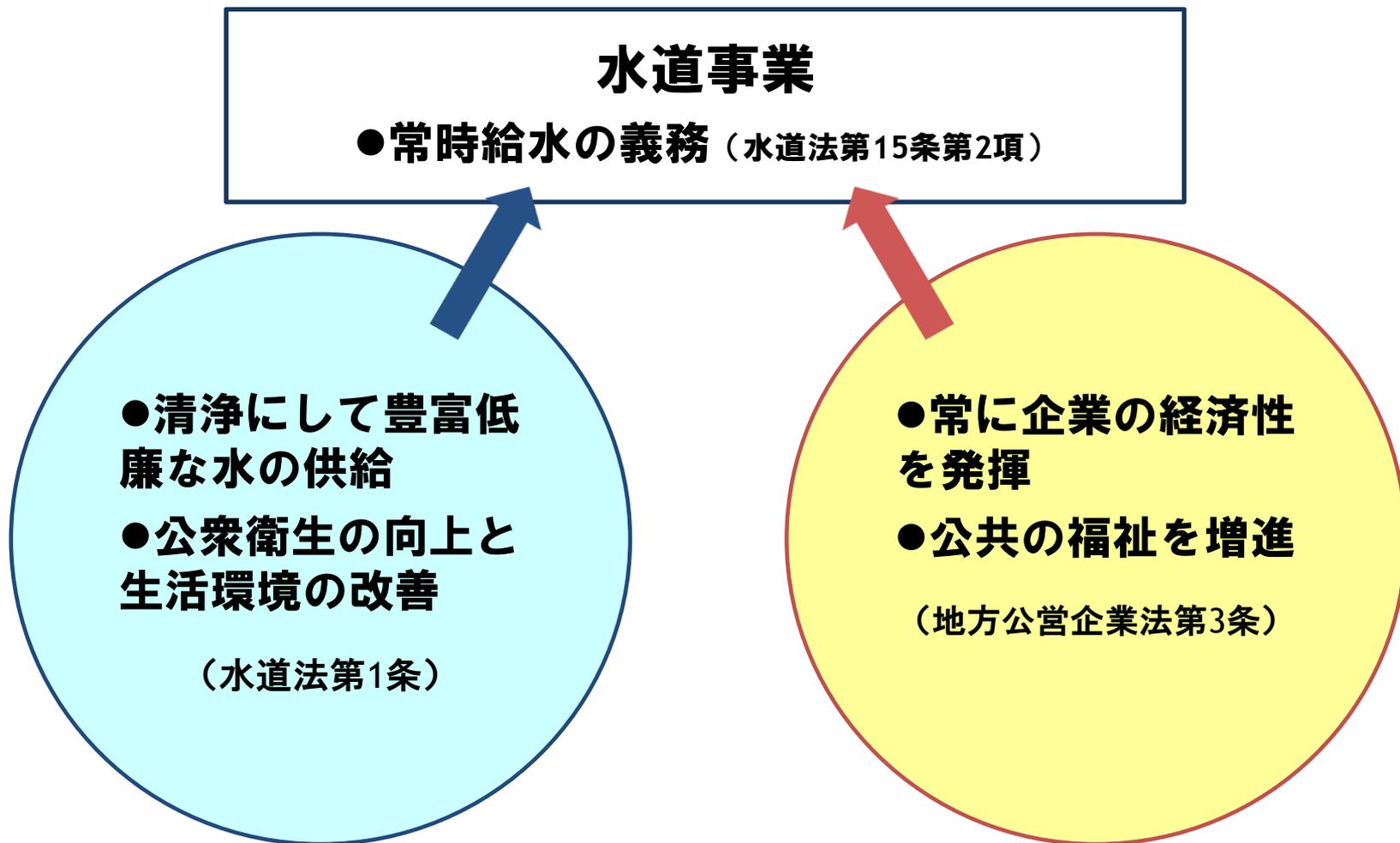
1 水道料金に関する原則

(1) 経営の基本原則

(2) 独立採算制の原則

(3) 経費負担の原則

(1) 経営の基本原則



(2) 独立採算制の原則

地方公営企業の特別会計においては、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(地方公営企業法第17条の2第2項)



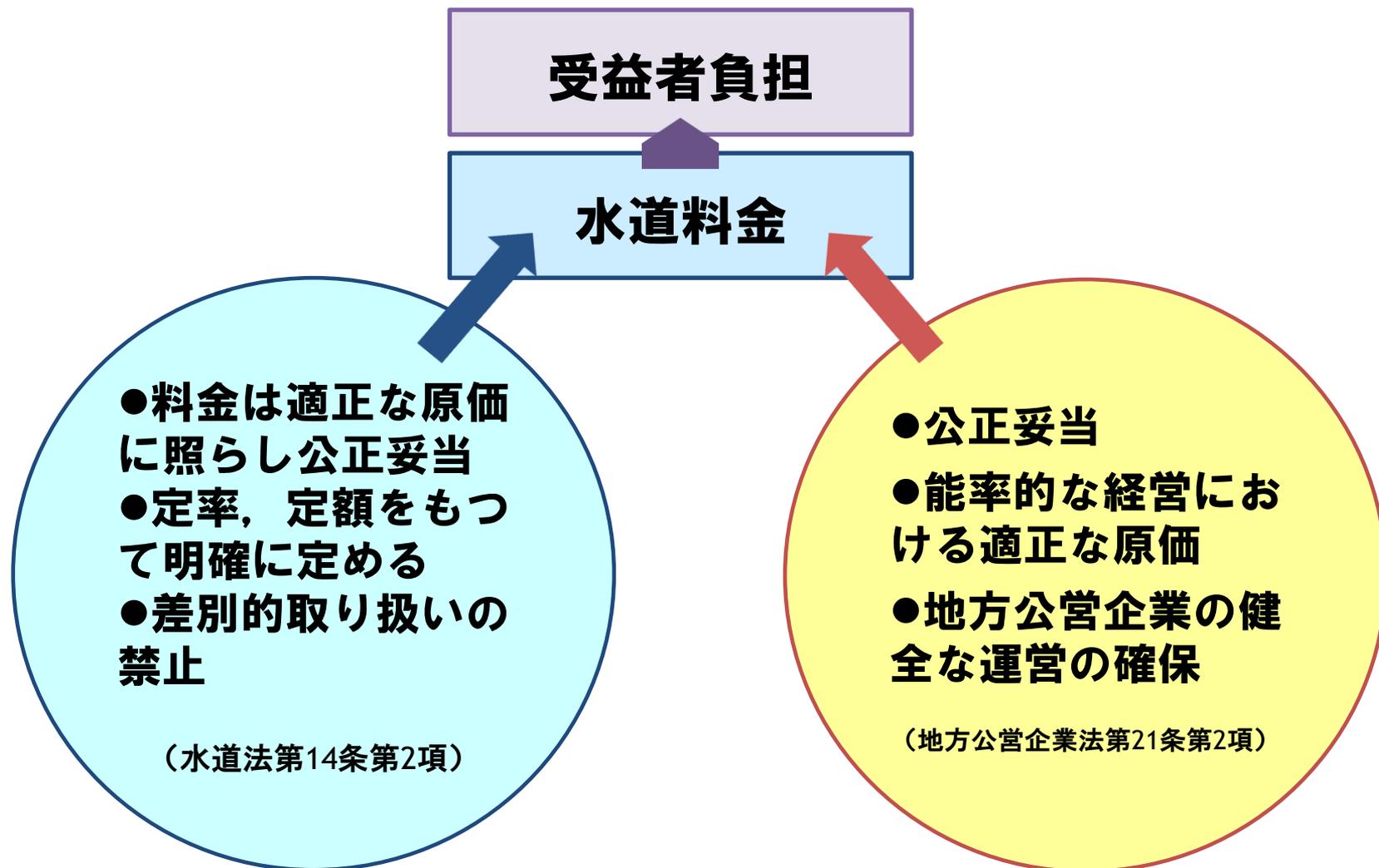
「独立採算制の原則」

水道事業は、

水道料金などの収入によって運営される。

「経済性を発揮する仕組み」

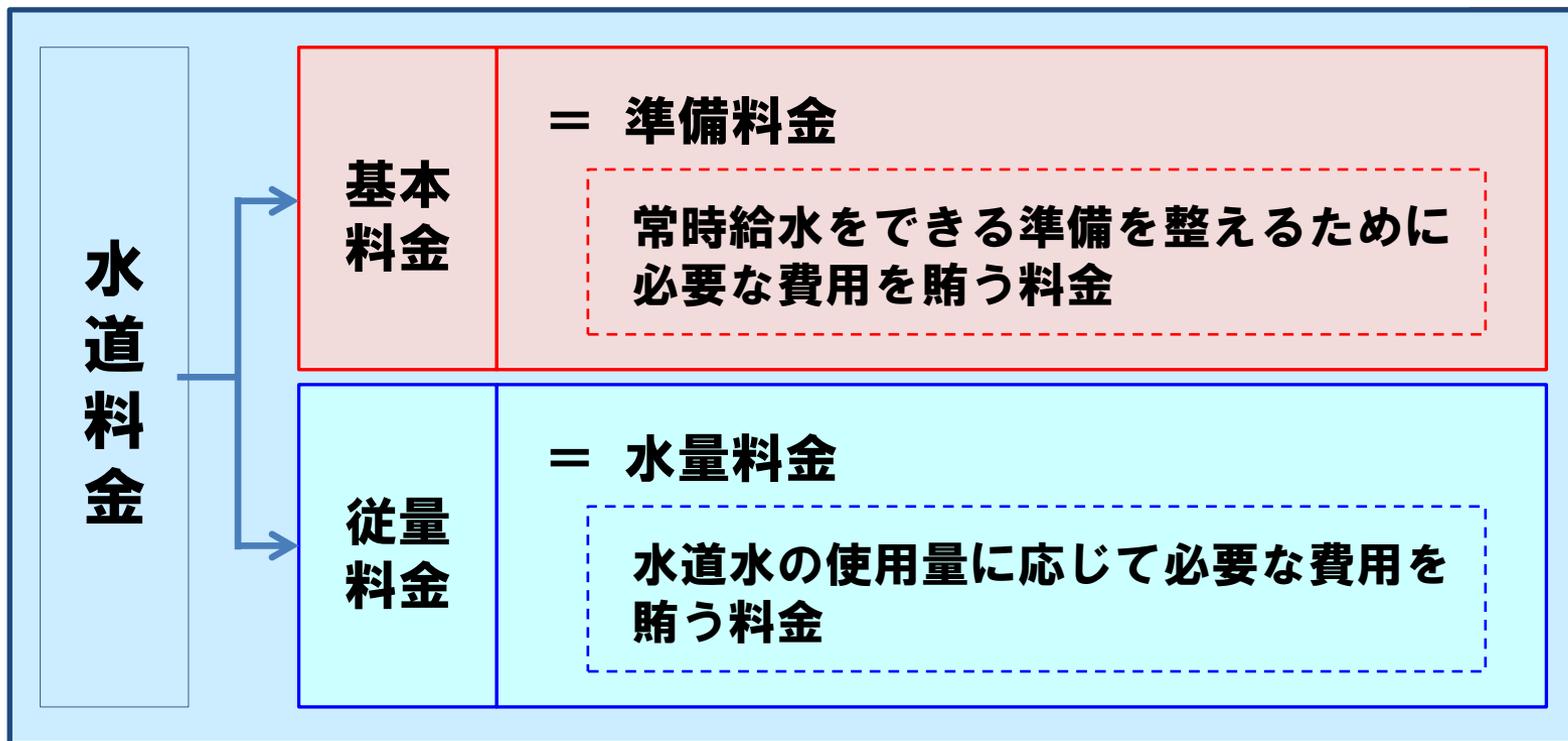
(3) 経費負担の原則



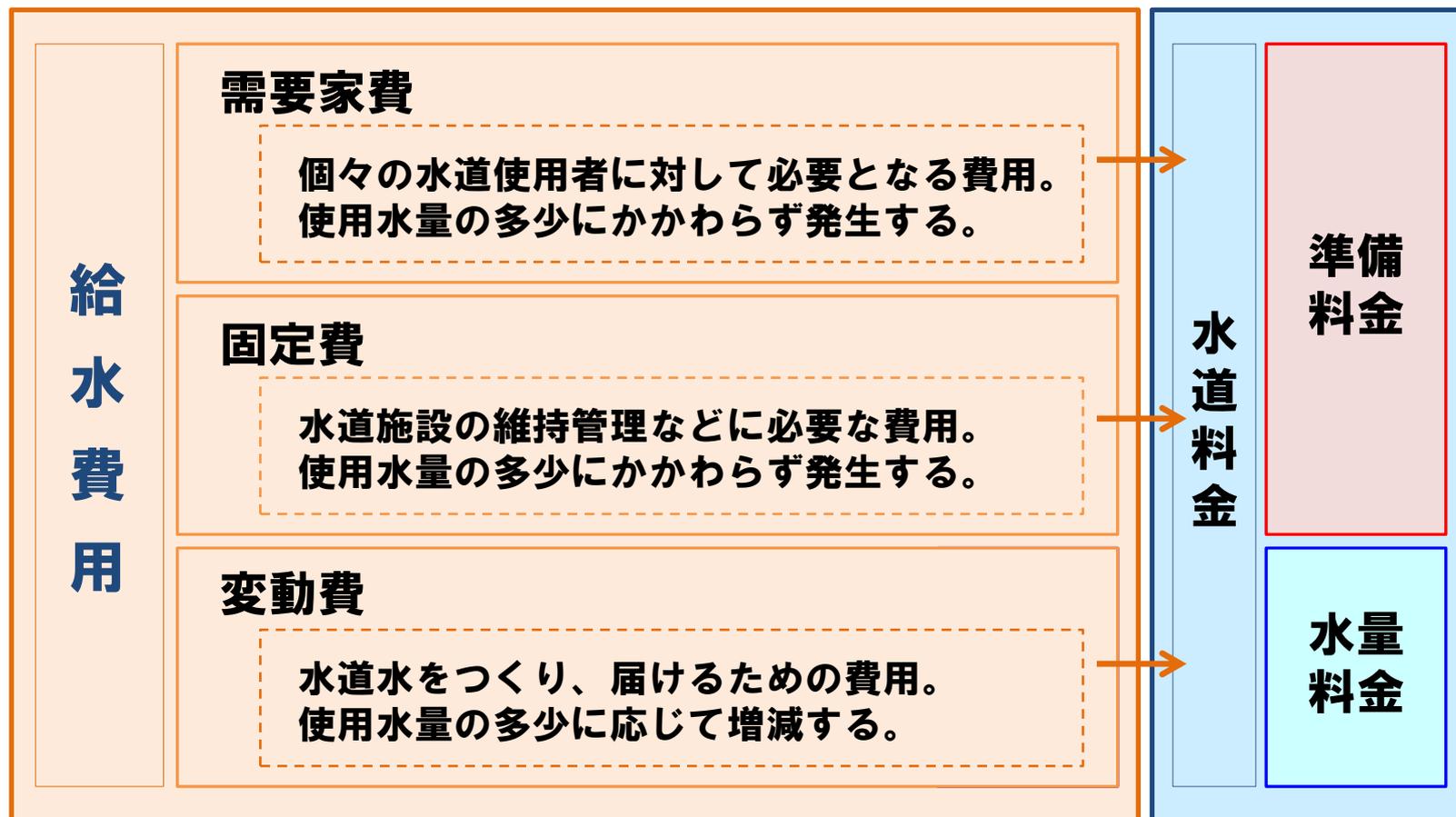
2 料金算定の費用区分

- (1) 水道料金（基本料金と従量料金）
- (2) 給水費用（需要家費・固定費・変動費）
- (3) 給水費用と水道料金の関係

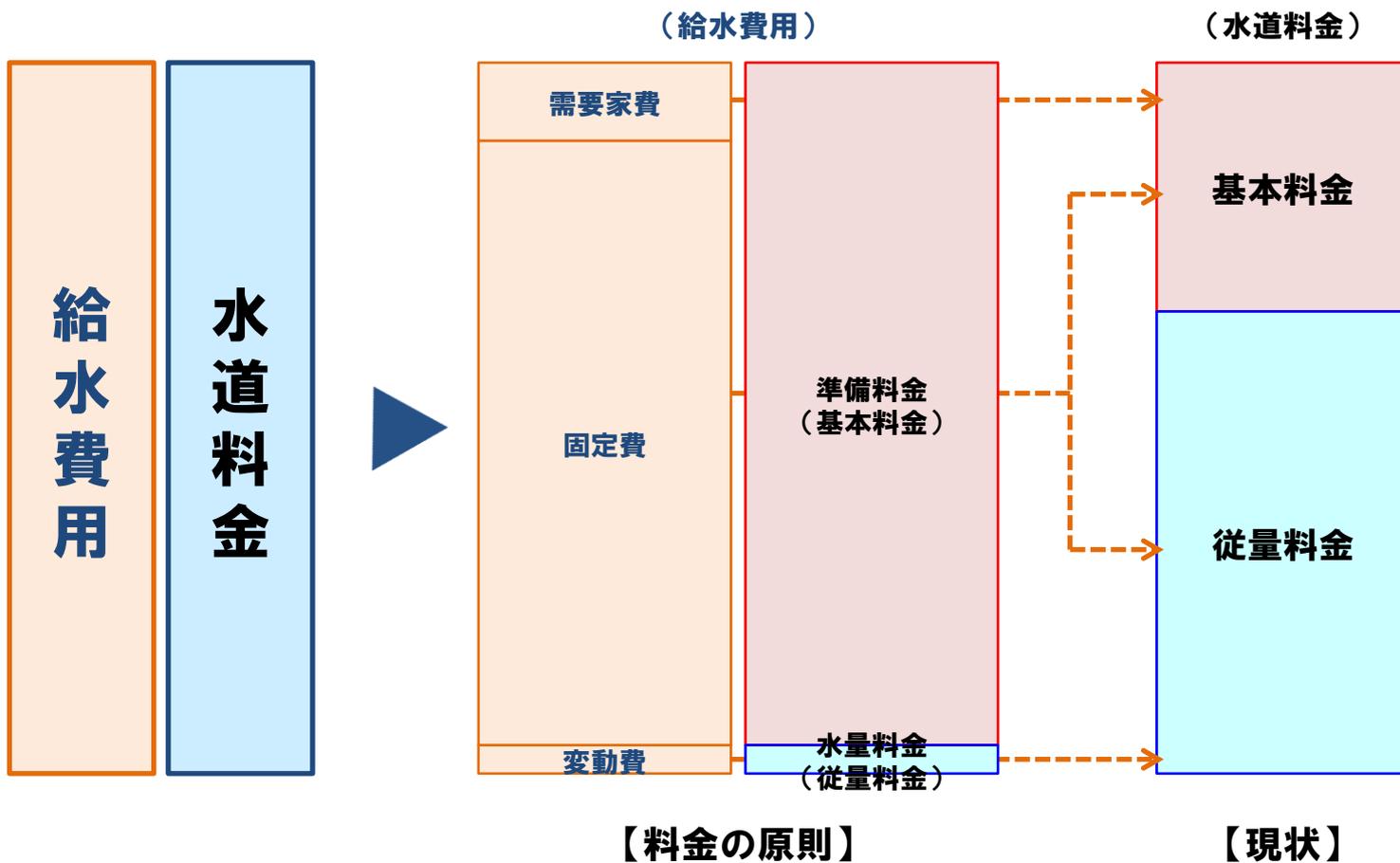
(1) 水道料金（基本料金と従量料金）



(2) 給水費用（需要家費・固定費・変動費）



(3) 給水費用と水道料金の関係

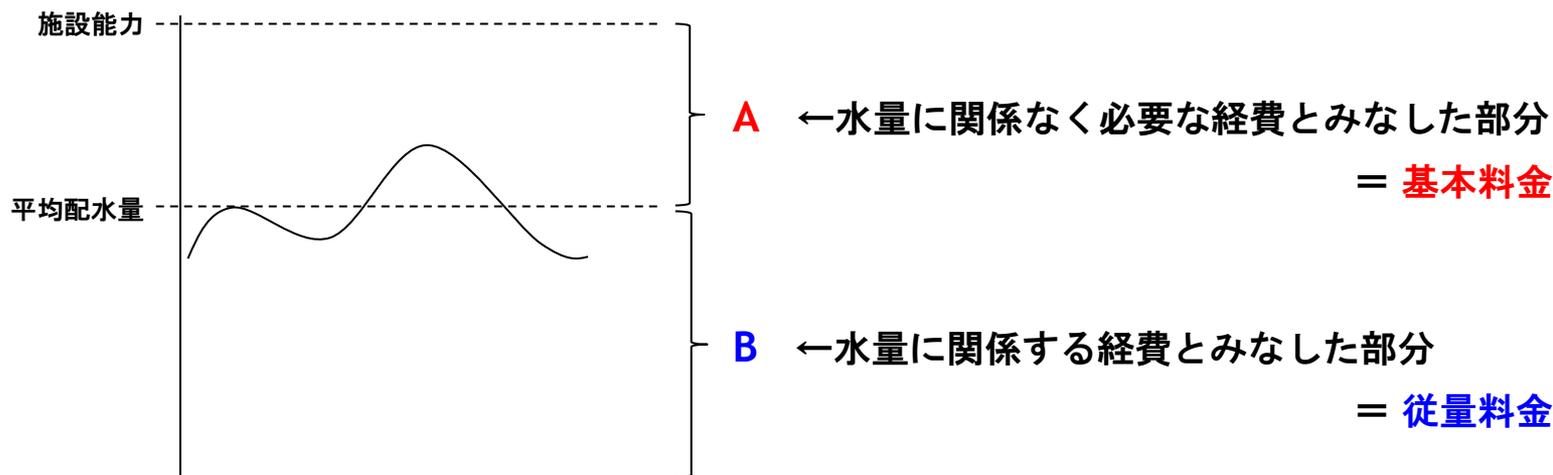


(3) 給水費用と水道料金の関係

【現状】

固定費を全額基本料金とすると、日常生活への影響が甚大となるため、固定費の一部を従量料金に配分（生活用水に対する費用軽減の考え方）。

● 固定費の配分の考え方



緊急時の水需要への対応及び現有施設の能力維持のため、通常8万 m^3 /日しか給水されなくても13万 m^3 /日を配水できる施設を維持管理していることから、固定費のうちAの部分を準備料金として基本料金で回収する。

3 料金水準の算定

- (1) 総括原価の算出
- (2) 総括原価のイメージ
- (3) 総括原価の配賦
- (4) 料金体系



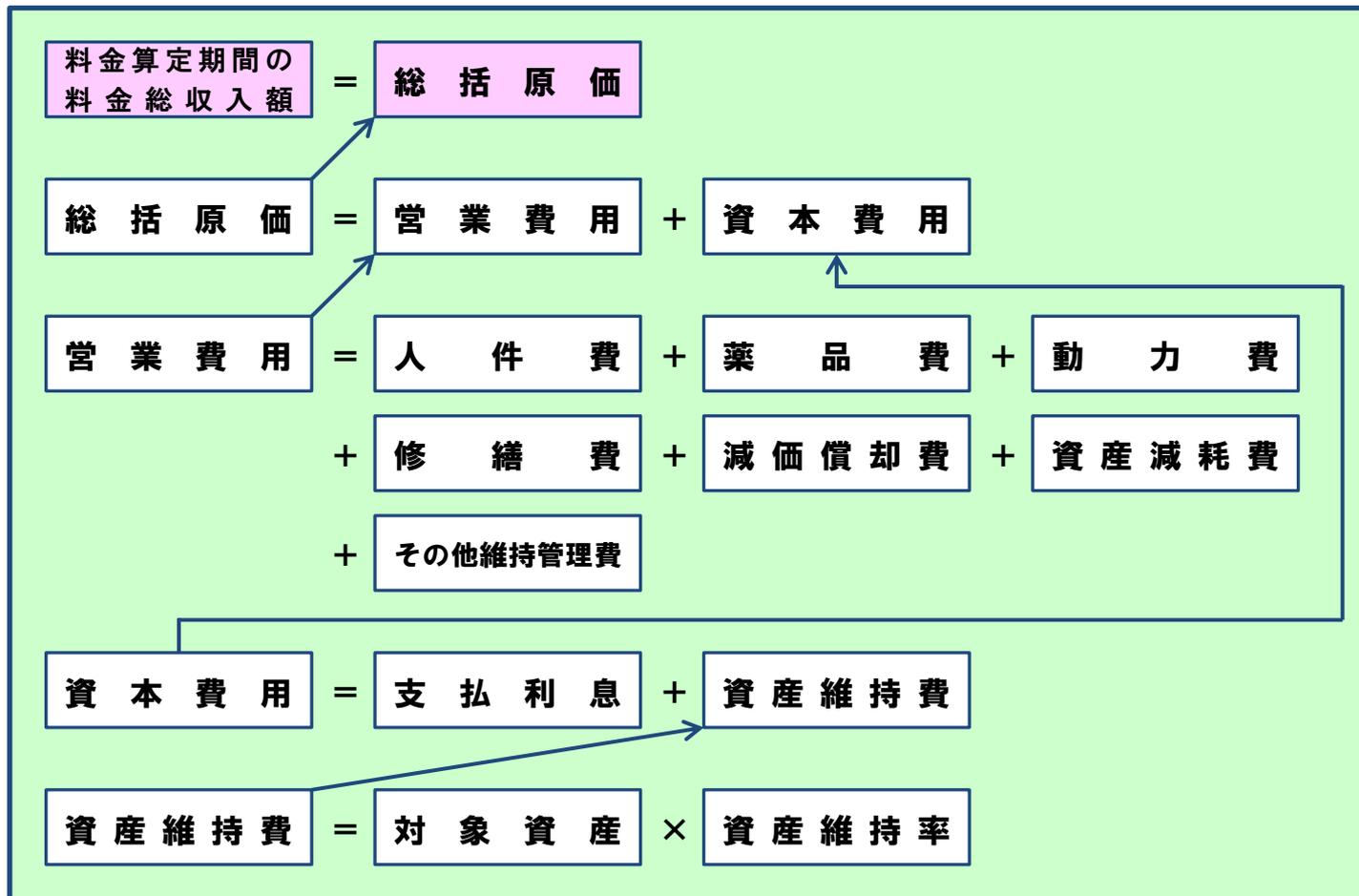
(1) 総括原価の算出

「総括原価」 = 「料金総収入額」

料金算定要領	総括原価	
	ア 基本原則	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な給水需要予測と対応する施設計画 誠実かつ能率的な経営による適正な営業費用 水道事業の健全な運営確保に必要な資本費用
	イ 料金算定期間	<ul style="list-style-type: none"> 概ね将来の3年から5年を基準とする。
	ウ 営業費用	<p>「人件費」「薬品費」「動力費」「修繕費」「減価償却費」 「資産減耗費」「その他維持管理費」「控除項目」</p>
エ 資本費用	<p>「支払利息」 「資産維持費」 $\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$ ※資産維持率は3%を標準とする。</p>	

公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」（平成27年2月）

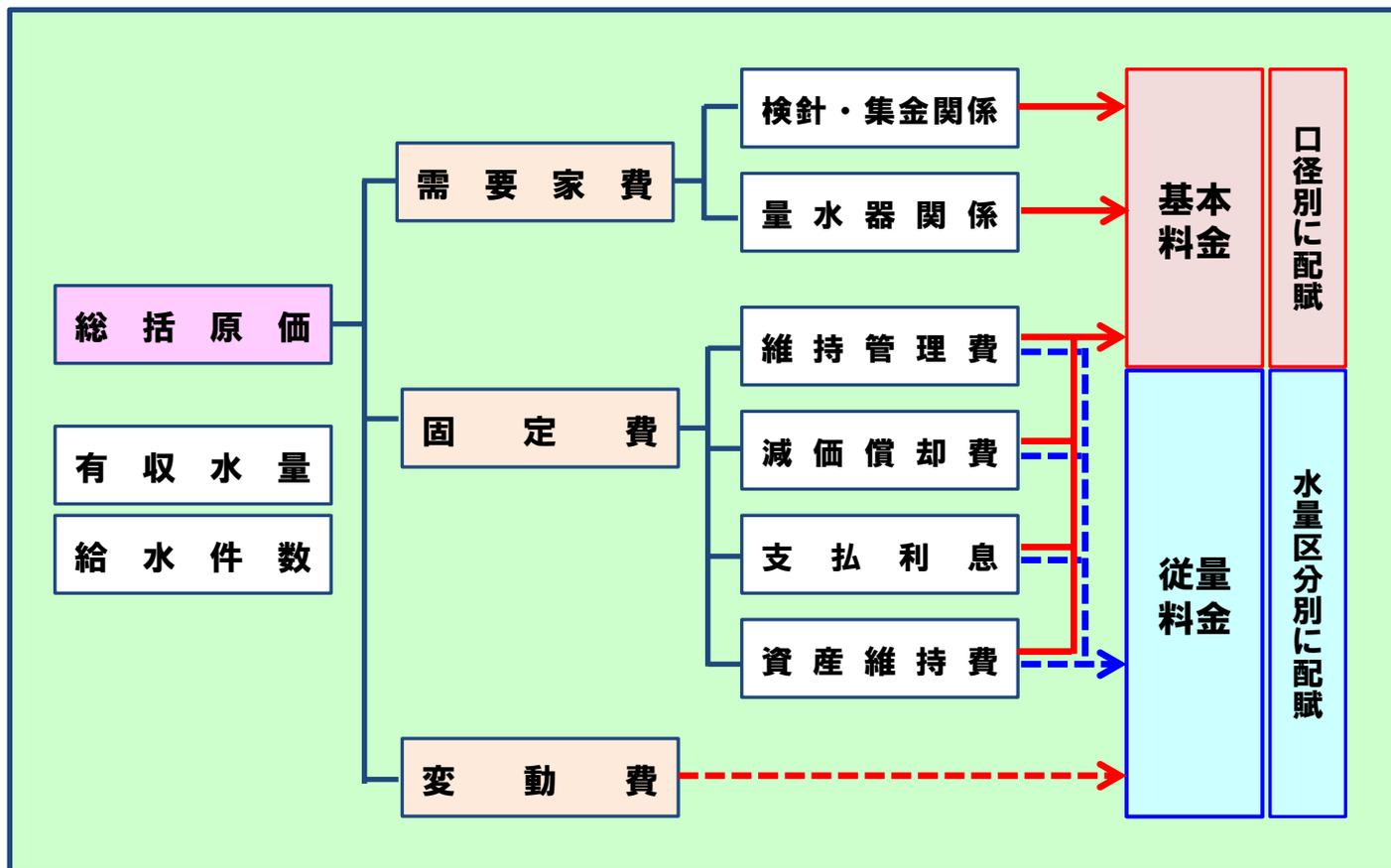
(2) 総括原価のイメージ



控除項目（非総括原価）

「受託工事収益」「手数料」「補助金」等

(3) 総括原価の配賦



→ 準備料金

→ 水量料金

(4) 料金体系

● 盛岡市の水道料金体系

口径別料金体系	メーター口径の大きさを料金格差を設定する方式
二部料金制	基本料金と従量料金からなる料金制度
逓増型従量料金	使用水量の増加に応じて段階的に単価が高くなる方式

● 料金体系の検証及び見直しの必要性

新水道ビジョン（厚労省） - 水道料金見直しの方向性について [抄]

新たな発想で取り組むべき方策 - 「料金制度の最適化」 - 「逓増型料金制度の検証」

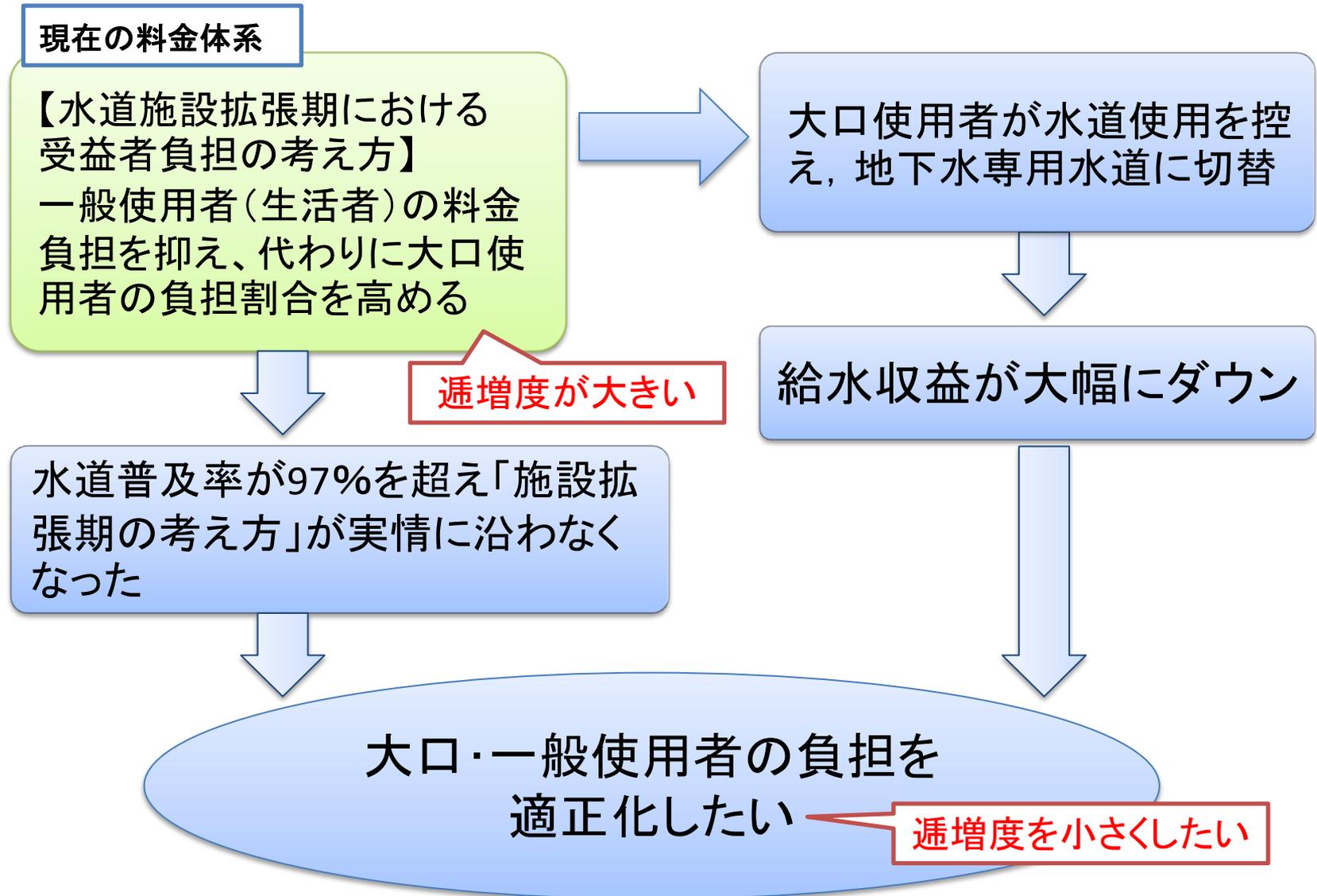
水道事業は、設備投資に係る費用の割合が大部分を占めているいわゆる装置産業です。…（略）… 従量側に偏った、かつ逓増型の料金体系は、水需要が右肩上がりで水資源が不足していた時代には適応していましたが、水需要が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招き、固定費部分の料金回収も出来なくなる恐れがあるなど、安定経営に資する料金体系とは言い難い状況です。…（略）… これからの水道事業には、逓増型からの脱却を見据え、新たな料金システムの導入に積極的に取り組み、アセットマネジメントを活用しつつ、将来の事業収入の実情に即した料金体系の適正化を図る方策が必要です。

4 料金の課題と解決の方向性

- (1) 大口使用者と一般使用者の負担の適正化
- (2) 基本料金と従量料金のバランス
- (3) 第1種集合住宅特例について

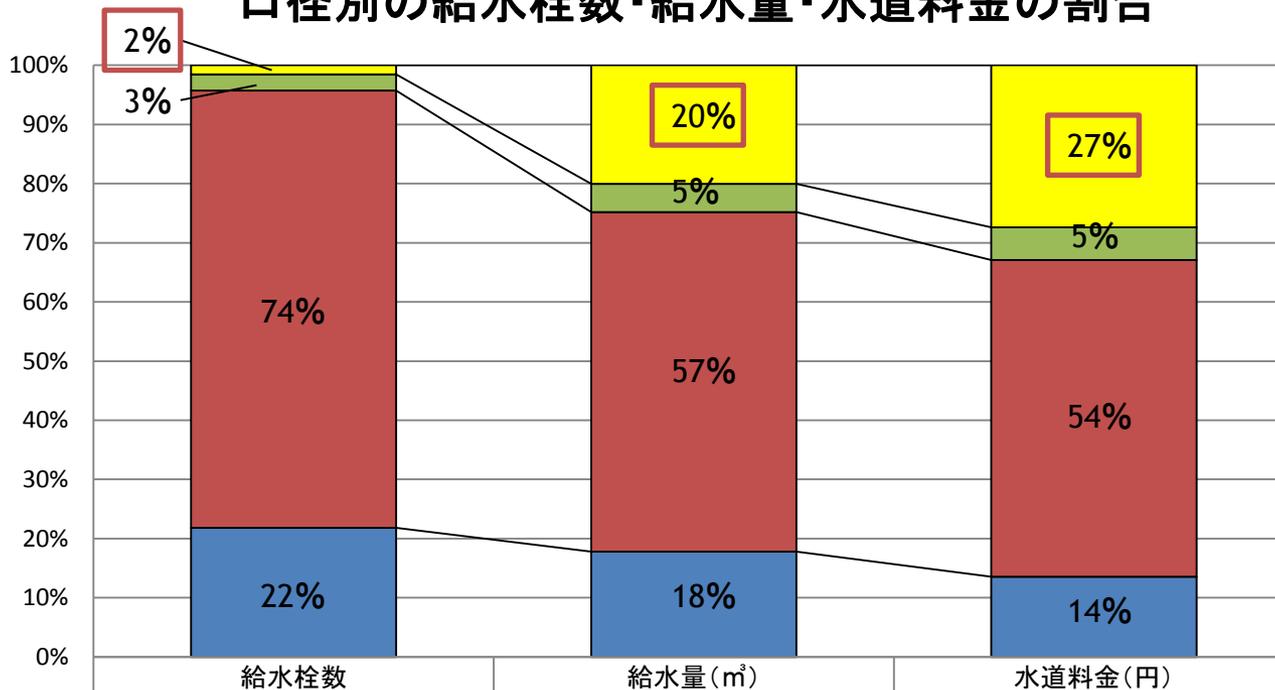


(1) 大口使用者と一般使用者の負担の適正化【課題】



(1) 大口使用者と一般使用者の負担の適正化【現状】

口径別の給水栓数・給水量・水道料金の割合



※「水道料金」は税抜調定金額

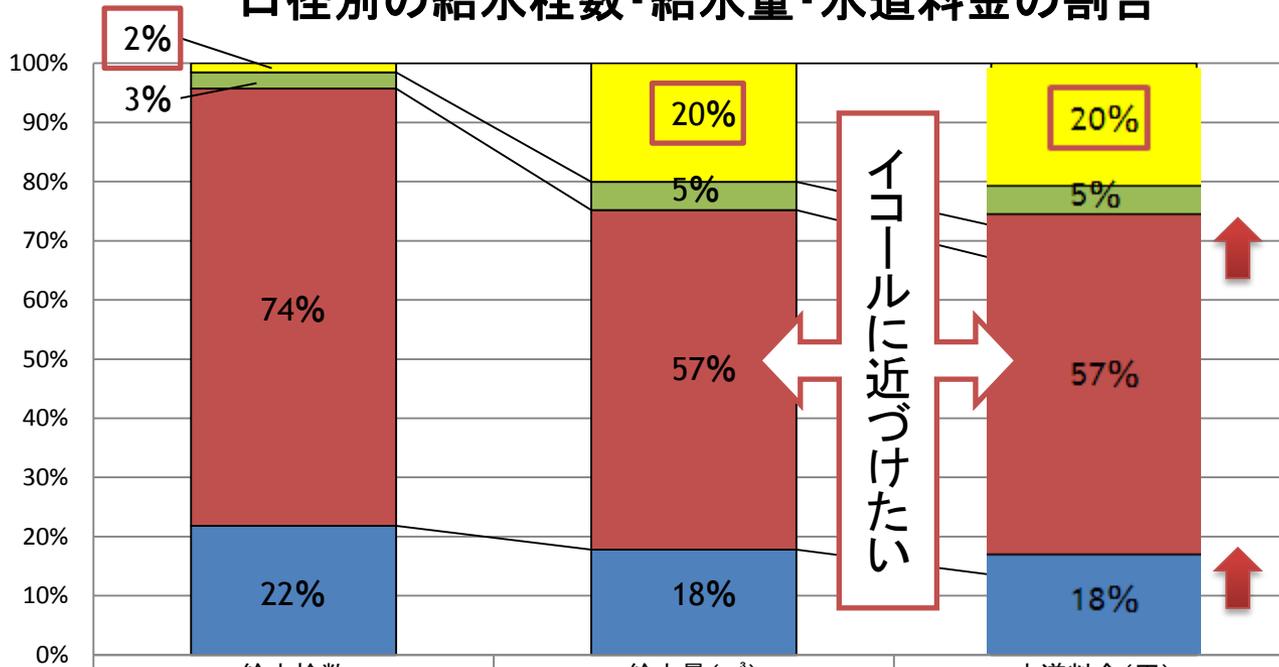
※栓数はH27.3現在

※浴場用・臨時用は除く

- ① 大口使用者は、全体の20%の水を使用しているのに対し、水道料金は27%を負担している（7%相当の水道料金を肩代わりしている）。
- ② 大口使用者の数は全体の2%に過ぎないものの、27%の水道料金を負担しているため、1社でも数が減ると、料金収入が大幅にダウンする。

(1) 大口使用者と一般使用者の負担の適正化【方向性】

口径別の給水栓数・給水量・水道料金の割合



	給水栓数	給水量 (m³)	水道料金 (円)
大口使用者	2,030	5,699,484	1,674,364,664
25mm	3,579	1,353,640	335,124,976
20mm	97,325	16,332,663	3,270,299,968
13mm	28,760	5,062,630	828,616,824

※「水道料金」は税抜調定金額
 ※栓数はH27.3現在
 ※浴場用・臨時用は除く

「水道料金の割合」を、「給水量の割合」に近づけて
 口径に関わらず均等な料金体系としたい

(2) 基本料金と従量料金のバランス【課題】

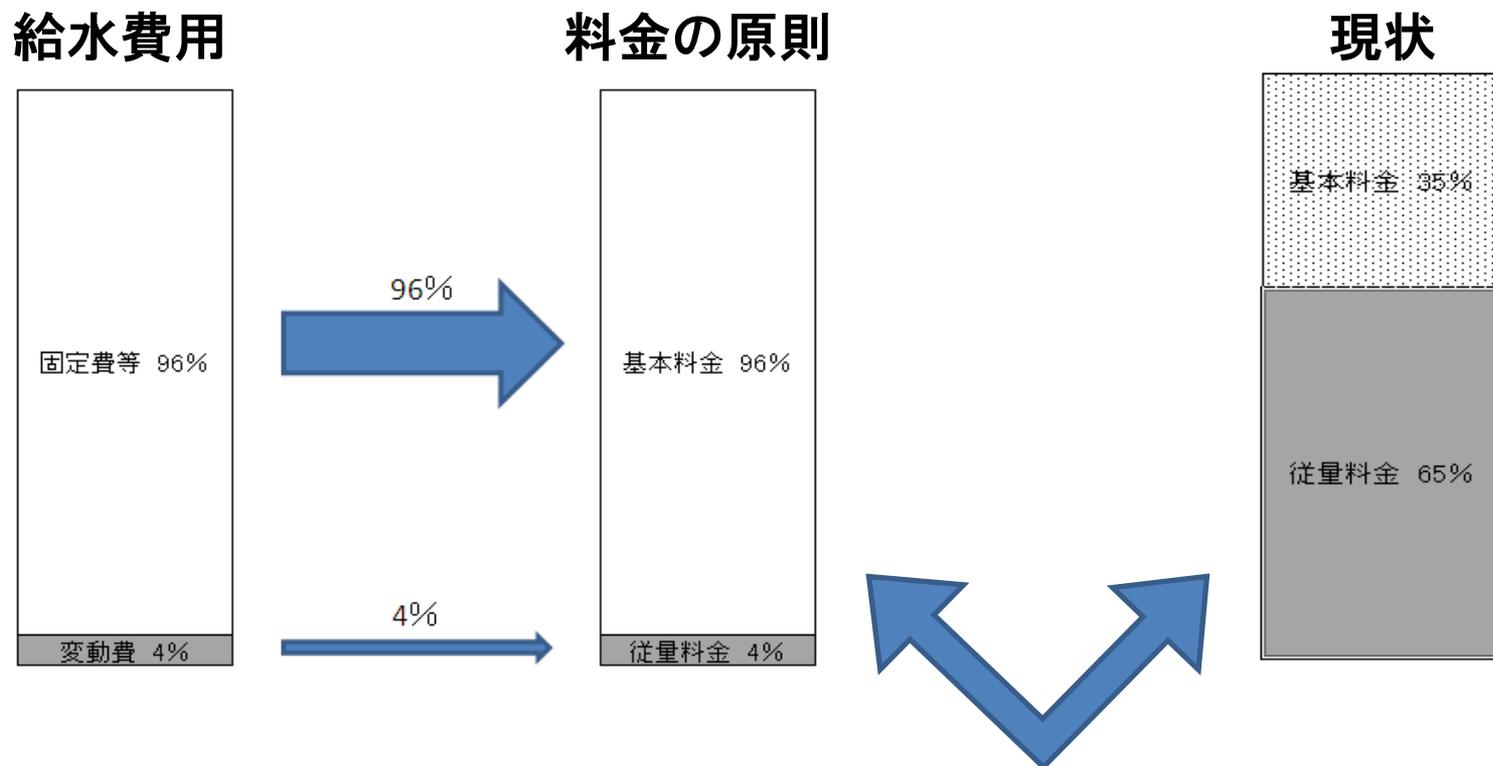
使用水量は今後も減少し、これに比例して従量料金収入も下がる

現状において、固定費等の一部を従量料金で負担しているため、
従量料金収入が下がると経営の安定性が損なわれる

固定費等相当分は本来基本料金で賄うべきであるが、
給水費用の「96%」が固定費等であるのに対し、
現状において基本料金の割合は「35%」しかない

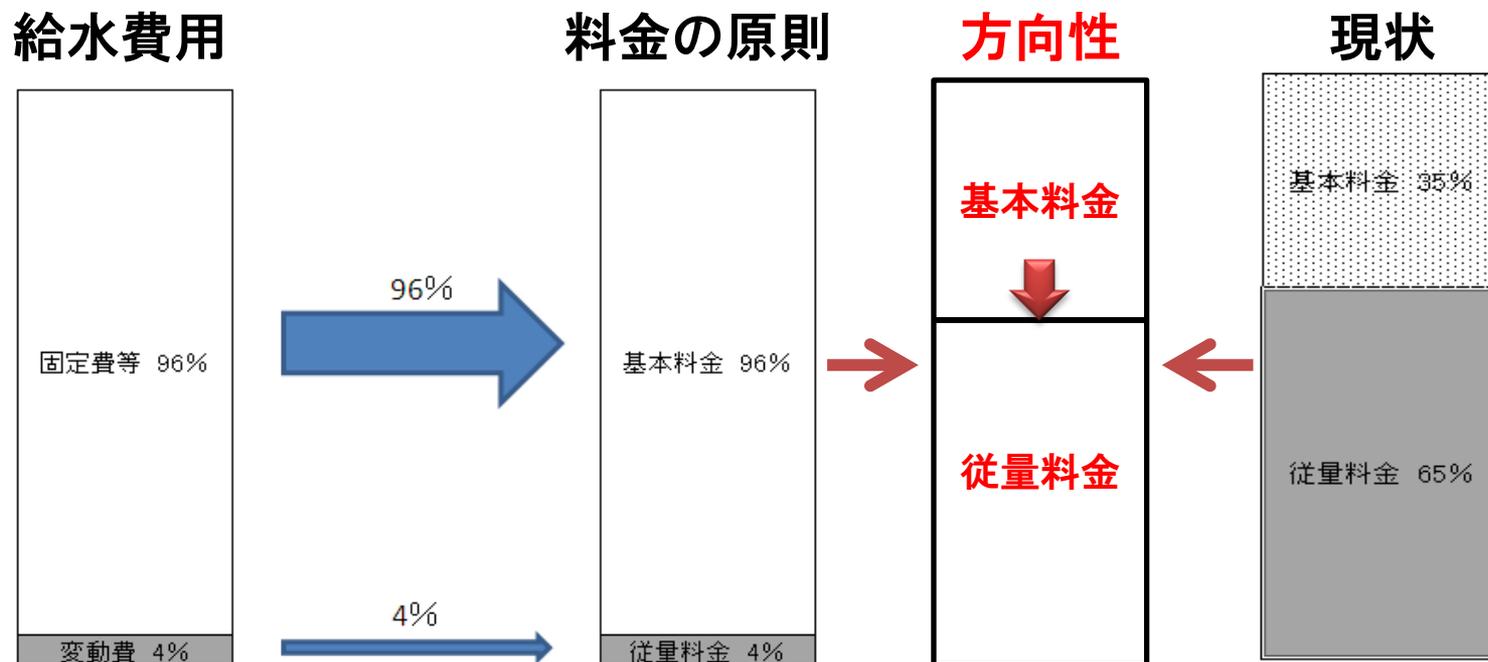
今後、基本料金の割合を高めて
従量料金とのバランスを見直し、
経営の安定性を保つ必要がある

(2) 基本料金と従量料金のバランス【現状】



「現状」における基本料金と従量料金のバランスが「料金の原則」と乖離
→水道使用量が減った場合、経営の安定性が損なわれる

(2) 基本料金と従量料金のバランス【方向性】



市民の負担を考慮しながら、基本料金の割合を少し増やしたい

(3) 第1種集合住宅特例について【課題】

「第1種集合住宅特例」について

区分	上下水道局に支払う人	水道料金の計算方法	基本料金の口径の取扱
第1種集合住宅	大家 (管理組合を含む)	・親メーターのみを検針 ・1棟の使用水量を全世帯で均等に使用したとみなして合計額を請求 (各世帯は、それぞれの負担分を大家に支払う)	一律13mm扱い @800円
第2種集合住宅	集合住宅の借主	・子メーターを検針 ・使用水量に基づいて各世帯に請求	子メーターの口径で計算 (主に20mm)

※どちらの区分を選ぶかは、大家が決定する。

おおよその家に風呂、洗濯機、水洗トイレがある時代・・・
生活実態は変わらないのに、第1種集合住宅特例は時代にそぐわないものとなっている。

(3) 第1種集合住宅特例について【現状】

第1種集合住宅特例を適用した水道料金計算例

※台所・水洗トイレ・風呂・洗面台・洗濯機を使用する、標準的世帯の20m³/月の水道使用例（税抜で試算）

戸建住宅, アパートの場合

基本料金 (20ミリ口径)	1,400円
従量料金	1,860円
計	3,260円

タワーマンションでも、第1種の場合は…

基本料金 (13ミリ換算)	800円
従量料金	1,860円
計	2,660円

同じ使用実態でも600円の差
→公平性に欠ける

(3) 第1種集合住宅特例について【方向性】

第1種集合住宅特例を適用した水道料金計算例

※台所・水洗トイレ・風呂・洗面台・洗濯機を使用する、標準的世帯の20m³/月の水道使用例（税抜で試算）

戸建住宅, アパートの場合

基本料金 (20ミリ口径)	1,400円
従量料金	1,860円
計	3,260円

タワーマンションでも、第1種の場合は…

基本料金 (20ミリ換算)	1,400円
従量料金	1,860円
計	3,260円

戸建や集合住宅の種類に関わらず、公平な計算方法としたい
(該当世帯の負担を和らげるため、激変緩和措置も検討する)

5 水道料金の決定手順

(1) 財政収支計画の策定

水需要などの前提条件に基づき、安定給水のための施設建設・改修及び運営管理等に関する計画により策定

(2) 料金水準の算出

財政収支計画から「総括原価」を策定し、この総額が料金収入の総額と一致するように料金水準を設定

(3) 料金体系の決定と料金算定

盛岡市では、基本料金と従量料金の二部料金制、各区分は給水管の口径により分類しています。

(4) 経営審議会の審議・答申及び条例の改正

審議会によりその内容が検討され、答申にまとめられます。答申を受けて、市長が議会に条例案を提出し、議会の議決を経て料金が決定されます。